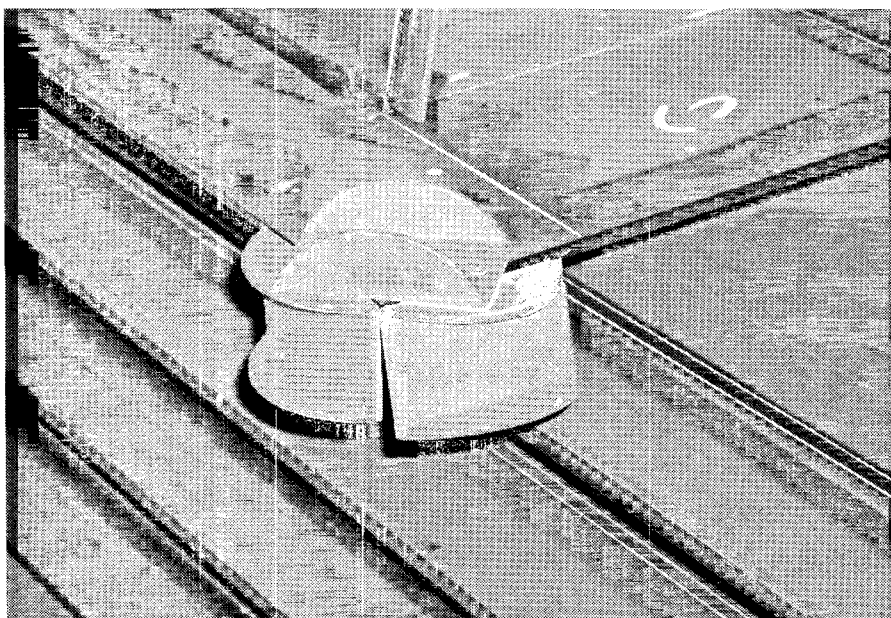


関西 労災職業病

関西労働者安全センター

2000.9.10発行〈通巻第298号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 清掃労働者の腰痛症（腰部捻挫）公務外認定取消訴訟で
注目すべき最高裁判決 2
- 海上コンテナの安全を
和歌山放射線混入コンテナ事件が警鐘を鳴らす 7
- 危険・有害物の安全確保についての運輸省交渉について
全港湾関西地本委員長 梶浦正男 10
- 申込書「有害・危険貨物（物資）」の安全対策について 12
- ダイオキシンのお話その17 13
- 能勢ダイオキシン裁判支援ネットワークに参加しよう！ 16
- 前線から（ニュース） 18

清掃労働者の腰痛症(腰部捻挫) 公務外認定取消訴訟で 注目すべき最高裁判決

地公災基金の公災隠しに断

清掃労働者がごみ収集作業中にゴミ袋を収集車に投げ入れようとしたとき起こした腰部捻挫(ぎっくり腰)が公務災害と認められないとは?!

本年7月、公務外認定処分をおこなった当局である地方公務員災害補償基金に対する最終判断が最高裁によって下され、社会常識とかけ離れた地公災基金の主張が司法によって退けられることになった。

本判決により、これまで地公災基金が公務災害だとは認めなかった数多くの「腰痛症」が今後は公務災害として認められる可能性が出てきた。本判決を生かして実際に地公災基金の認定の在り方を変えさせていけるのかどうかは今、問われている。

認定基準そのものは地方公務員を対象とした地公災基金と民間労働者を対象とした労災保険(労働省)でほぼ同一なので、認定基準の見直しということになれば労災保険も含めた問題となる。もともと現行の認定基準は、労働省専門家会議の検討に基づいて1976年10月に労災保険において、それに準拠して1977年2月に地公

災基金で定められたものであるから、労災保険も含め対応が迫られるものともいえよう。

驚きの公務外通知

89年4月に千葉県船橋市環境部の職員となったHさんは運転手兼収集作業員として収集作業に従事していた。90年3月9日午前9時過ぎごろ、いつも通りゴミの多いステーションについたために運転席から走ってゴミ投入作業に加わりゴミを投げ入れようとしたとき突然腰部に痛みがはしり、腰が伸ばせなくなった。

何とか運転席にもどり、その後は運転席から降りずに午前中の作業を続け、昼休みに医務室で湿布を貼ってもらって午後も仕事をし、作業終了後に整骨院に受診し、腰部捻挫の診断で治療を受けた。本人はもとより、同僚から本庁の公災担当者まで公務災害と考えていた。担当者は基金の指示で本人を船橋市医療センター整形外科に受診させた上で認定請求した。そして誰もが結

果が来ないことすら忘れていた7ヶ月後に「公務外決定通知」が届いた。

認定当局である地公災基金千葉県支部の公務外理由は、

1) ゴミ袋投入作業は「通常の動作」の範囲であること。

2) レントゲン検査によると第5腰椎分離症があり高度の素因がある。

の2点だった。

腰痛経験のない21才の青年Hさんも同僚も労組も到底納得できるものではなく審査請求に及んだが、地公災基金支部審査会、同本部審査会とも地公災基金支部の判断を支持し棄却裁決をおこなったため、問題は裁判に持ち込まれることになった。

裁判に際しての被告・地公災基金千葉県支部側の主張は次の3点であった。

ア) 本件障害（腰部捻挫）が発症していたかどうか疑問。

イ) 第5腰椎分離症が唯一の原因。

ウ) 原因とされる「作業」に公務起因性がない。

腰痛既往がなかったこともあり、もっとも大きな争点はウ) となった。

「通常の動作」は公務外

地公災基金支部が「通常の動作」が原因であった場合は公務起因性を認めないとしたのは、現行の腰痛の労災認定基準に忠実に従った結果だった。

認定審査は次の二つの文書にしたがっておこなわれる。

「腰痛の公務上外の認定について」（昭

和52年2月14日地公災基金第67号各支部長宛 理事長）

「腰痛の公務上外の認定について」の実施について（昭和52年2月14日地公災基金第67号各支部事務長宛 補償課長）

これらの中で「腰痛」は「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」に分けられており、Hさんのケースは前者のものとして審査された。

このいわゆる災害性腰痛は次の2要件を満たすとき「公務上の負傷に起因する疾病」として認定される。

(1) 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。

(2) 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

Hさんのケースは、「ゴミ袋を投入する作業」のとき発生しており、この「ゴミ袋を投入する作業」は通常の作業でありそれに伴う動作も「通常の動作」であるからダメ、すなわち、そうした動作で発症した場合は公務起因性を認める余地はハナから無しというのだ。

東京高裁の判断

一審千葉地裁(96年8月30日判決)、2審東京高裁(98年1月28日判決)とHさん原告

側が全面勝訴した。最高裁判決は、この高裁判決を是認したので高裁判決の内容が重要となる。そこでここでは細かい点を省き上記の「通常動作は公務外」論に直接かかる高裁判決判示の重要部分を紹介する。

(より詳細な内容は本誌1998年4月号を参照)

「2 訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は通常人が疑いを差し挟まない程度の真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りる。この理は、公務起因性の判断における因果関係の認定においても同様である(最高裁平成5年(行ツ)第85号平成9年11月28日第三小法廷判決・裁判所時報1208号3頁)。

これを本件についてみるに、甲二の7、15、乙七の2、一二によれば、被控訴人は本件傷害当時、第五腰椎分離症を発症していたことが認められる。腰椎分離症によりその部分に負担がかかっている、これも本件傷害の一因となっていることは否定できないが、この症状は軽いものである(乙一二)。他方、本件傷害が本件公務時に招来したものであることは右認定のとおりであって、右にみた因果関係の立証程度に関する法理からすると、本件公務の作業が直接かつ有力な原因になって本件傷害が引き起こされたことは否定できず、以下に示すとおり、本件公務の遂行と本件傷害の発生との間に因果関係があり、本件公務の遂行が

本件傷害(腰部捻挫)の主要な原因となったものであることは明らかである。乙一二によってもこの点を左右することはできない。

すなわち、ごみ収集作業、特に生活系のごみ収集作業における動作の多くは腰を頻繁に使うものであること、個々の作業自体過重なものでないにしろ、道路上に置かれたごみ入袋をつかむために腰を曲げた後直ちに、収集車に投げ込むために腰を上げるという行為を頻繁にかつ素早く繰り返す作業が主たるものであり(甲三、六)、他の一般的労働に比して不自然な姿勢で、しかも瞬発的かつ不定形な作業を強いられることもあって、腰痛を生じさせる危険性が十分にあることは経験則上明らかである(日常生活上行われる行為にこれと同様なものがあるとしても、その頻度、反復継続性において通常の日常生活と大きな差があり、これに従事する労働者が腰部捻挫の引き金になるような異常な動作、姿勢をとる蓋然性は高い。)。なお、船橋市清掃センターにおける労働安全衛生委員会作成の「腰痛白書」と題する文書(甲四四の1)によれば、平成5年秋に実施されたごみ収集作業員128人に対するアンケート調査において、約56パーセントの者が腰痛を訴えており、当時及びそれまでに腰痛を経験した者の約53パーセントの者がその原因を仕事と答えていることが認められる。清掃作業における公務災害防止に関する研究会作成の平成9年3月の報告書(甲一三)によっても、地方公務員災害補償基金の委託を受けてされた主要地方自治体の清掃事業担

当部局に対するアンケート結果において、ごみ収集等における公務災害として腰痛症をあげている団体が26パーセントあり、ごみ積み込み時に腰をぎっくりさせる点を挙げた団体が44パーセントあったことが認められる。

3 本件傷害は、正に被控訴人がごみ収集車のごみ投入口にごみ入袋を投げ入れようとしたときに、災害性原因によるものとして発生したものである。被控訴人が第五腰椎分離症に罹患していたことをもって直接的な原因と認定すべき明確な証拠はない。本件の公務災害の有無は、右認定判示によれば、本件傷害がごみ収集作業中に発生したか否かによってほぼ決定されるのであり、平成3年12月4日付けの裁決（注：地公災基金千葉県支部審査会）でもこの事実自体は肯定されている。

（中略）

4 本件については、本件公務の最中に本件傷害が発生した以上（裁決でも肯定されている事実である。）、本件公務の遂行の際これに起因して異常な力が突発的に働いたこと（災害）によると認めるべきであり（これが被控訴人の不用意な動作によったか否かを問わない。）、第五腰椎分離症が原因の一つになったことを明確に否定できないにしても、少なくとも本件公務がこれを著しく増悪させて本件傷害に至ったものと認めるのが自然であり、本件公務と本件傷害との間に相当因果関係を認めるべきことは明らかである。」

つまり、従事していたゴミ収集作業が災害性の腰痛にとっては（上記判示が開設す

るように）危険作業であるから、そういう場合は、当該作業中に発生したかどうかで公務起因性が判断される、というものである。

被災労働者が従事していた作業実態に応じた判断がされるべきであると言い換えることもできるだろう。

少なくとも、認定基準の言う「通常の動作とは異なる動作」「突発的なできごととして」という認定要件は、その職種あるいは作業全体の腰痛発症との関連、危険が一般的に認められる場合は、基本的に意味を持たないことになる。もちろん、その字句通りの状況が明確な場合（転倒など）は公務起因性が今まで通り認められるのは言うまでもない。

もともと労災認定基準に忠実であろうとすれば地公災基金の公務外認定はある意味で当然の判断といえる。この点地公災基金の主張は最高裁まで一貫していた。今回の最高裁判決はその一貫した認定基準の論理を明確に否定したのであるから、認定基準の欠陥あるいは誤りを司法が認定したことになる（平成10年（行ツ）第128号2000年7月7日判決 最高裁第2小法廷 梶谷玄裁判長以下5名全員一致で被告・地公災基金側の上告棄却）。

実際、地公災基金は被災労働者の職種、作業実態にかかわりなく、どんな負担業務、有害業務の「災害性」腰痛被災者に対しても、発症時の作業や動作がその職場における「通常の動作」であれば一般的に公務外として認定している。清掃、給食、介護、福祉といった腰痛多発の現業職場で多

くの被災労働者が泣き寝入りを余儀なくされ、公災を公災と認めないために予防対策を当局がさぼるといふ悪循環から抜け出せない職場も多いと考えられる。

とんでもない事務連絡（平成10年7月22日付）の存在

一方、地公災基金本部は「腰痛に係る認定請求事案の処理について」という事務連絡を各支部事務長宛に出しており、これが非常に大きな問題をもっている。最高裁判決が否定した認定基準の画一的適用を逆に徹底することを目的としたもので、現在、全国的にこれにそった認定実務がおこなわれている。

本事務連絡は腰痛事案の公務上外について24の事例を示して、類似事案は本部照会なしで支部判断せよと指示している。ところが、事務連絡本文の記述や紹介事例たるや目を疑うような内容が含まれている。基本を流れているのは、腰痛は基本的に私病（特に椎間板ヘルニアなど）であり公務上の範囲を極めて限定的に解釈しようとする姿勢だ。

たとえば、「災害性」腰痛について、

『「労働安全衛生法第24条の規定に基づく「職場における腰痛予防対策の推進について」（労働省通達）においては、満18才以上の男子労働者の人力のみにより取り扱う重量は55kg以下とされているところであり、単に、20～30kg程度までの重量物を持ったことによって、負傷又は腰部内部組織の損傷は発生しないものであ

る。』

日常的に腰に負担を受けている乳児担当の保育労働者が子供を抱え上げようとしてぎっくり腰になった場合、「通常動作」であることだけでなく、抱えた子供が20～30kgに達していないので「公務外」とされるだ。

『20～30kg程度までの重量物を持ち上げようとした際に発生した腰痛症は』、素因・基礎疾患等がない場合は『本人の腰部のバランスが悪いために発生したのであるから』、素因・基礎疾患等がある場合は『素因・基礎疾患等を主たる原因として発症したものであるから』という「理屈」で、『公務外の災害』と明記している。

『20～30kg程度』に何の根拠があるというのだろうか。

そのほか腰椎椎間板ヘルニアの公務上の範囲や症状固定時期、障害補償についてきわめて限定的な取扱いをすることを明記している。ヘルニア手術後に症状が残っても障害補償や療養補償の対象ではないと言い切っており、全く信じられない内容が書かれている。

今回の最高裁判決を腰痛の認定基準や運用の改善につなげていくことと同時にこうしたとんでもない事務連絡の撤回を強く求めていくことも重要だ。



海上コンテナの安全を

和歌山放射能混入コンテナ事件が 警鐘を鳴らす

コンテナが変えた海上輸送の現場

衣食住、私たちは毎日の生活の中で外国で生産されたり、外国の原料が加工されたものが、意識せずとも氾濫しているといえよう。いまさらこんなことは、指摘するまでもないことだが、日本の産業や生活にとって、今も昔も輸出入のシステムが果たす役割は大きなものだ。しかし、その輸出入の際の輸送形態は、時の流れで大きく変わってきている。

貨物輸送で最も大きな位置を占める海上輸送の形態が、ここ25年の間に大きく姿を変えた。貨物港へ行ってみると、その変化がよくわかる。20年前に袋積みや、パレットで積み付けられたり、バラで荷積みされていた貨物が、要領よく倉庫内に納められたりしていた港湾の作業風景が、コンテナという規格化された大きさの鉄の箱の移動に変化している。かつては作業者にとって、自分は今何を扱い、それがどのようなところで役立つかについて、無意識に理解することができた。貨物の形態によって、作業方法が変化し、それに応じた技能

も要求されるし、また危険、有害な貨物について、時に生命をさらして作業せざるを得ない局面さえあった。腰痛症をはじめ、港湾で働く労働者の健康は蝕まれ、その実態は「港湾病」という名前さえ生んだ。

ところが、1967年の米国船社が日本の港湾にコンテナ船を配船して以降、変化が始まった。工場や倉庫でコンテナに貨物が積み込まれ、そのコンテナをぎっしり積んだ船が海をわたり、そのまま陸揚げしてトラックに積見込まれ陸上輸送で目的地につく。いわゆるドアツウ・ドアである。この海上コンテナ輸送の能力が、輸送形態を変えるのにさほど時間はかからなかった。いまや海上輸送においてコンテナは、そのほとんどを占めるようになった。

コンテナ特有の事故が続発する 陸上輸送

なるほど、ドアツウ・ドアなので運送に携わる様々な過程の作業者が直接にコンテナの中身に手をつけることはない。クレーン、トレーラなどに関わるいくつかの作業

にだけ安全対策上の問題が出てくるだけのように見える。

しかし、この安全で効率的なはずの海上コンテナ輸送で、近頃になってマスコミに載る事故の報道が目立つようになってきた。

コンテナ内の積み付けが悪く、片方に貨物が偏っていたことが原因となったトラック横転事故はそう珍しいものではなく、高速道路上での事故でコンテナの内容物が危険物であるにも関わらず、品目がわからず駆けつけた消防署が対応に苦慮した例もいくつかみられるようになってきている。

そうした中で、発生したのが住友金属和歌山製鉄所に運び込まれたコンテナの中に放射性物質が含まれ、中性子線が出ていた事件である。今年4月28日、住友金属工業(株)和歌山製鉄所に持ち込まれたコンテナが、同製鉄所の門型ゲートモニタで放射線が検知されたのだった。科学技術庁の放射線検査官が改めてコンテナ表面を測定してみると、最も高い値でガンマ線が75マイクロシーベルト/時間、中性子線が6マイクロシーベルト/時間という数値を示し、とりあえず周辺に人が立ち入らないよう措置をとったということである。

検知されないまま輸送された 混入放射性物質

このコンテナは、フィリピンから輸入されたステンレススクラップで、前日の27日に大阪の南港で陸揚げされたものだという。スクラップの中に放射線源が混入して

いたのだった。後に明らかとなった線源の正体は、セシウム137が230メガベクレル、アメリカシウム241-ベリリウムが1800メガベクレルで、ステンレス製のホルダーに包まれた水分密度計の線源だった。

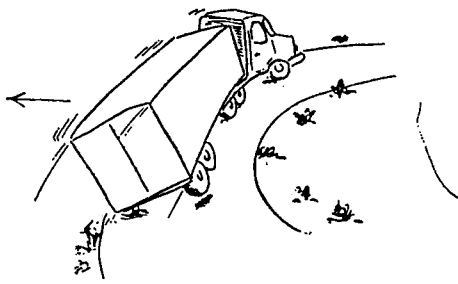
マイクロシーベルト/時のレベルであるので、直ちに健康への影響が考えられるレベルではないが、南港へ陸揚げされて以降、和歌山までコンテナが移動するまでの間、最も長く放射線源の近くにいたのは海コンドライバークだったということになる。

(幸いにも放射線源の位置は、コンテナ後方から約260cmということなので、曝された放射線の量は、測定数値よりさらに低いものとなる。)中に何が入っているか判らないコンテナ輸送の危うさが改めて問題となる事例だった。

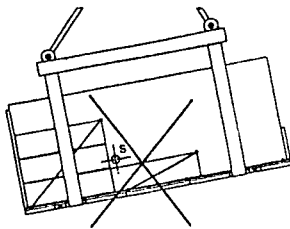
この問題をきっかけに、全国港湾労働組合協議会(全国港湾増井正行議長)は5月22日に「有害・危険貨物(物資)の安全対策について」と題して申し入れを行なった。

全国港湾が 「海上コンテナ安全運送法」を提案

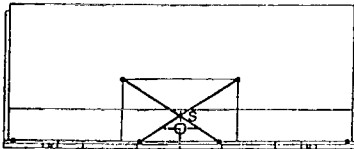
業態そのものがグローバリズムともいえる海上輸送の業界であるが、コンテナの安全対策については、国際標準化が進んでいるとは到底いえない。すでに米国では毒物流出事故などをきっかけに、危険物コンテナの検査体制が確立され、厳正な検査が常時実施される状況にある。日本でも全国港



Turning - forces acting sideways



Don't load with excentric load distribution



Do load in the centre of the container

図1 片積みの危険を解説する図 (IMO)

湾などが「海上コンテナ安全運送法」の素案を提案し、積荷の証明、安全な積み付け実施の証明、重量証明、危険有害物証明などについて、現状に見合った安全規制の強化を求めている。

これに対して運輸省でも検討が進められ、国際標準に見合った法整備の方向で事態は進みつつあるところである。

大競争時代で、港湾といえば規制緩和実施ばかりがマスコミでもてはやされてきた

Enclosure (7) to COMDTINST 16616.11

RE-INSPECTION REQUIRED PRIOR TO INTERNATIONAL TRANSPORT

OUT OF SERVICE

DESCRIPTION _____

BY ORDER OF USCG COTP

UNIT: _____

PHONE: _____

DATE: _____

AUTHORITY 49 CFR 453

Enclosure (8) to COMDTINST 16616.11

RE-INSPECTION REQUIRED

PRIOR TO RELOADING OR REUSE IN INTERNATIONAL TRANSPORTATION

DESCRIPTION _____

BY ORDER OF USCG COTP

UNIT: _____

PHONE: _____

AUTHORITY 49 CFR 453

DATE: _____

図2 検査の結果、再検査を通るまで使用禁止であることを表すシール（米国コーストガードのコンテナインスペクションプログラム）

が、輸送形態の変化に対応した、安全のための規制の国際標準に今のところは、遅れをとっているというのが現状だ。

IMO (International Maritime Organization) の図解の積み付け検査マニュアル、米国のコンテナ・インスペクションプログラムによる検査の「使用禁止」シールなど、新しい日本の港湾の安全規制が求められるところだ。

危険・有害物の安全確保についての運輸省交渉について

全港湾関西地本委員長 梶浦 正男

国際貿易に関する海上輸送は国際複合一貫輸送として1966年に導入された海上コンテナ（いわゆる「海コン」）方式が、現在では輸出入量の約99.8%以上を占めている。

在来船時代から見れば通関手続きをはじめ、輸出・輸入に伴う多くの必要な手続きが簡素化されたが、その後バブル崩壊後の経済不況の中で、大手メーカーなどの荷主（経済団体など）のニーズに応えるように、法律の規制をとっばらえ、規制緩和して簡素化すると、米国などの外圧と呼応して政治的圧力をかけ、一方では国内のマスコミにも規制緩和こそが景気回復の最善策と誘導報道させ、規制緩和反対の声を悪者に仕立てて押さえ込み、国会では与党の強行審議でどんどん法律を骨抜きにってしまった。

その結果、数少ない書類と無検査で超スピードの輸入・輸出が可能となったが、しかしそれで日本の港湾の安全は確保できているのだろうか。

さて現状を見てみよう。まず、海コンを利用する場合、荷主が海コンに貨物を積み込んだ後は、ドアをシールで封印するが、これは荷抜きなど盗難防止の証拠とする制度である。

しかし現在、この制度の中でも海コンを

利用した様々な事件が発生している。密入国をはじめ、武器・弾薬・麻薬等の禁制品、さらに有害危険物などの違法・脱法行為による摘発である。しかし、これらは総数のほんの一部が発見されたものに過ぎないといわれる。

今年4月、フィリピンへの輸出コンテナの積荷を古紙として税関に届けて、その中身は医療廃棄物であることが判明して国際的な問題に発展し、また同じ4月に、同国からの輸入スクラップから中性子線を発する放射性物質の混ざった海コンが大阪南港揚げで和歌山の製鉄所で発見された。

今ひとつは、趣旨は違うが同月に米軍横須賀基地で海コンに積んだPCBの米国への輸送と受入れ拒否による横浜港への再入港に伴う、港湾荷役の労働者と、海コンドライバへの就労に伴う労働安全問題である。

米国では積載重量を制限した「複合輸送海コン安全運送法」を97年に制定し、同時に危険有害物とその安全な積み付け状態を検査することを目的にした「コンテナインスペクションプログラム」（コンテナ検査法）も法制化した。

全国港湾は89年以来、日本でのISO規格海コン専用法の制定を確立することを求め、95年には「海コン安全運送法」

(素案、内容は①制裁重量の荷主証明、②安全な積み付け荷主証明、③危険有害物の荷主証明の3本柱)を提起したが、規制緩和の合唱の中で進まないのが現状である。

しかし、ついに我々が指摘してきた海コン法の不備が問題点として国内外を含めて今日明らかになってきた。

それらの背景の中で、全国港湾は5月22日、港湾荷役労働者・海コンドライバーの労働安全確保の立場から、運輸省への申入書を提出し、5局10課の代表者から回答を求めた。

運輸省は、行政と労働組合の立場は違っても「安全の確保」の立場では一致しており、問題を発生させないよう忌憚のない意見を交換したいと表明し、関係課から次の報告がされた。

海上技術安全局は、①各輸送モードごとに放射線物質のチェックや安全確保を進めている。しかし法律は、放射性物質が積まれている場合や物質が輸送されているという事実に対して安全のチェックを行なうものである。

②和歌山の住友金属での事実経過は把握している。政府機関も検査しているが、本件は「故意ではない行為」として対策を進めている。物質は0.8マイクロシーベルト毎時とされ人体に影響があるレベルではない。スクラップが汚染されている場合が多く、EU諸国では港のゲートでモニターチェックしている。

貨物課は、労働者の安全の確保への対処を進めていこうとしている。

港運課は、港湾労働者の安全確保のため

労働省の安全基準などとも照らし合わせて対応している。

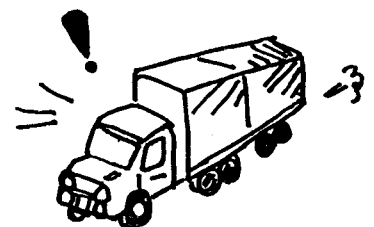
組合からは、現行の諸法律では、今回の事態を再発させないとか、労働者や市民の安全は確保できないと指摘し、どのように安全チェックをすれば再発させないのですむか、それらの法的措置を速やかに講じるよう要請した。

また行政として、最初にやるべきことは当該作業に携わった労働者を検査することだと人命第一を要求した。

また、水際チェックに関係して、米軍貨物には日本側はタッチできないと指摘し、両国の関係機関が双方のチェックができるようにすべきと要求した。また、スクラップに危険物が多いことが判っているのなら、国内のすべての港にチェックゲートを付けるよう要求した。

組合側の提起に対し、運輸省は米国のコンテナインスペクション制度を研究していることや、局間を越えて横割で対応を進めていることなどを紹介した。また、技術安全課からは、船に危険物が積まれていることが判っている場合には荷役に際し港湾に於いて検査することは可能であるとの回答があった。

協議の結果、引き続き「安全確保」の立場から、組合と行政間の協議を積み上げていくことを確認した。



2000年5月22日

運輸大臣 二階俊博 殿

全国港湾労働組合協議会

議長 増井正行

「有害・危険貨物（物資）」の安全対策について

港湾労働ならびに海コン労働者の安全確保をはじめとした貴職の日頃からの努力に敬意を表します。

さて、先般「有害・危険物」に汚染された貨物を積載したコンテナが誰のチェックも行なわれなまま港湾を通過後に陸送され、荷受人である住金と歌山にて放射線で汚染されていることがわかるという重大な事件が発覚しました。マスコミもこのことを大きく取り上げました。これらは、国内外の企業のモラルの問題も包含していると考えられますが、「有害・危険物」の流通経路にある物流関係者、とりわけ港湾労働者及び海コンの陸上ドライバーの生命に関わる問題であり、輸送経路周辺に在住する市民をも巻き込む危険もあります。

全国港湾ではこれまで海上コンテナの輸送の安全対策について、問題点を指摘してきました。とくに、「海上コンテナ安全運送法（仮称）」を具体的に提示してきたことは、周知の通りです。

したがって、「危険・有害貨物（物資）」の安全対策について、貴職の考え方を提示願います。

記

1. 住金と歌山製鉄所で発見された放射能汚染貨物の問題に関する事実経過を明らかにするとともに、今後このような問題を二度と起こさないための緊急の措置を講じること。
2. これまでの発生したフィリピンへの医療廃棄物の輸出、放射能汚染貨物の輸入問題や米軍のPCB汚染貨物の移送問題などの問題を二度と発生させないために、水際チェックの強化など緊急の対策を講じること。
3. 当該作業に従事する労働者（港湾労働者及び海コンドライバー）の安全を確保するための具体的対策を講じること。
4. 海上コンテナ安全輸送（仮称）法を早急に制定すること。

心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための

情報や工夫・知恵を満載
[著者] 酒井一博
(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円(送料別)

[注文先]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル #602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

ダイオキシンのお話

中地重晴 (環境監視研究所)

2017

労働省緊急対策案をまとめる

さる9月4日労働省は第3回廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン類対策検討委員会(検討委員会)を開催し、緊急対策案をまとめました。豊能郡美化センターで解体工事に従事した作業員から聞き取り調査を行い、ダイオキシン類の曝露原因を絞り込んだところ、①作業工程を大幅に変更したにもかかわらず、安全衛生対策の見直しを行わなかった。②粉塵作業を湿式で行わなかった。③汚染物を除去する前に解体した部分が多かった。④汚染物の溶断作業により発生したダイオキシン類のガスが室内に拡散、滞留したこと。⑤保護具として、選択・使用した電動ファンマスク、防塵マスク等は、ガス化したダイオキシン類に対して有効な保護具ではなかったこと。⑥使い捨ての予定であった保護衣を汚染された状態で繰り返し使用していたこと。⑦会話するために、1日数回呼吸用保護具を短時間ずらしていたこと。をあげています。

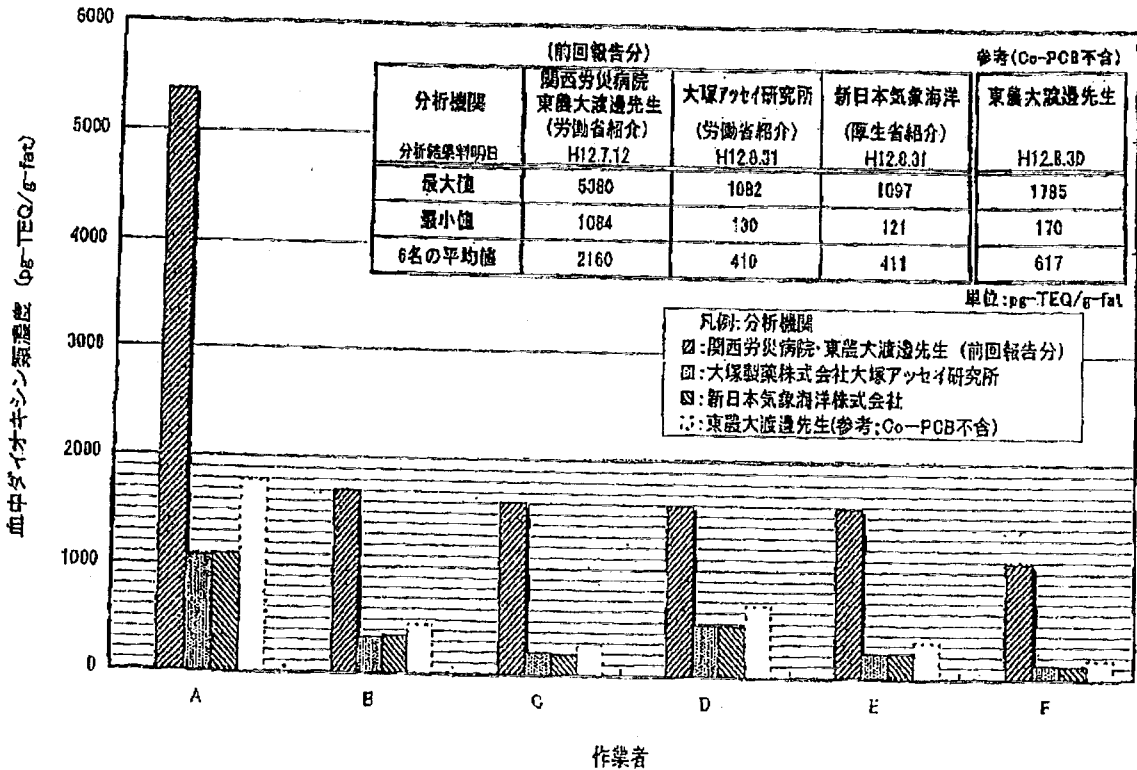
その中で、洗煙塔の内部およびその周辺部分の作業で、ダイオキシン類の汚染除

去が不十分なままで、溶断作業を実施し、本来着用することになっていたエアラインマスクではなく防塵マスク又は電動ファン付きマスクを使用していた場合があることが、高濃度曝露の主原因であると断定しています。

原因は作業計画の欠陥

上に述べた原因を一読すると、起こるべくして起こった事故であると言わざるを得ません。本来吹き付けアスベスト除去工事の経験が豊富ということで、日立造船と日造エンジニアリングを選んだはずですが、解体工事の計画がずさんであったことが、よくわかります。溶断作業時に高温になればダイオキシン類がガス化することは素人でも十分予想できることで、計画では密閉部分での作業時にはエアラインマスクの着用を義務付けていたはずですが、屋外での作業ということで、粉塵作業用の電動ファン付きマスク等で済ましていたようです。ダイオキシン類の曝露は一般的には粉塵として曝露するという先入感があり、有

6名の作業員血中ダイオキシン類濃度再検査結果



機溶剤等で使用する活性炭フィルターなどのガス用の対策を考えず、粉塵用だけの保護具で済ましていたということのようです。明らかにダイオキシン類に対する認識不足であり、今回の事故は人災、作業計画に大きな欠陥があったことによるものだということがわかりました。

また、使い捨ての保護衣を汚染除去せず何日も同じものを使ったというのは、明らかに現場監督の判断の誤りで、使用者の安全配慮義務違反もはなはだしいもので、お粗末としか言いようがありません。

今回の作業にあたっては大阪労働基準

局としても、事前に作業手順等の確認や指導を行っているはずで、行政指導が不十分であったことは、労働基準監督署にも責任の一端はあると思います。

あたりまえの緊急対策案

曝露原因がお粗末な作業によるものであったことから、提案されている緊急対策案もあたりまえのものばかりです。大きく分けると保護具と作業場所の管理、作業環境測定と解体対象設備のダイオキシン類汚染調査、汚染除去作業、解体作業、廃棄・排

水・廃棄物の処理、安全衛生体制等について詳細に対策案を提示しています。

たとえば、エアラインマスクの着用や化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴の着用、作業場と更衣室の間にエアシャワーを設ける。ダイオキシン類の汚染物の溶断・溶接作業は行わないこと。解体作業前に湿式で除去作業を行うことなど、多項目にわたっていますが、豊能郡美化センターの解体作業前にも提案できた理想的な対策案ばかりで、後手に回ったという感はぬぐえません。

今後、2002年から強化されるダイオキシン類の排ガス規制のため、清掃工場の建設ラッシュがあり、同じ場所での立替も多く、全国で約130ヶ所ほどの解体工事が予定されているそうですが、緊急対策案を完全に実施すると、解体工事のために多額の費用がかかり、本当に実施できるのかはなはた疑問です。

血液検査の怪

日立造船が9月1日に発表した解体作業者の健康診断結果の報告をみて、今回の事故をうやむやにしようとする使用者の欺まん性に怒りを覚えました。

大阪労働局から指示されて実施した健康診断の結果、「35名の健康診断および一般血液検査の結果、現時点では今回の作業に起因すると思われる異常は認められない」とのことでしたが、ダイオキシン類による健康障害が短期間で現れるとは考えられず、長期間のフォローアップが必要であ

るにもかかわらず、そのことに一切触れないというのは認識不足としかいえません。

さらに、8月31日に健康診断を実施した際、採血した血液中のダイオキシン類濃度を3者で実施し、前回よりも1/3から1/5低い結果であったことをわざわざ発表しています。7月12日に発表した測定結果はかなり高めにでていた、誤った測定結果であり、実際はそれほど高くなかった。問題になるほどではないと、事態をもみ消すような発表の仕方をしてきています。

これは血中ダイオキシン類の測定方法や精度管理が難しいという、技術的な問題を前面に出して、ダイオキシン類の高濃度曝露事故という人災が起こったことをもみ消し、日立造船の責任をうやむやにしようとする報告としか読めません。今回の事故を真摯に受け止めるのであれば、事故原因をきちんと明らかにし、被爆した労働者の健康管理を長期間実施するというのが使用者に求められている責務だと考えます。今後の経過を見守りたいと思います。

(つづく)



能勢ダイオキシン裁判支援ネットワークに参加しよう！

すでにお伝えしたように、昨年12月24日、大阪府豊能郡能勢町のゴミ焼却施設「豊能郡美化センター」の現職・元職の労働者6名が大阪地裁に、国内（当時）では最高値の血中ダイオキシン蓄積の被害の補償と健康回復措置、今後の同種被害の根絶のための制度確立を求めて、国、大阪府、豊能郡環境施設組合への国家賠償請求と、焼却炉を製造した三井造船などへの民事賠償訴訟を提起しました。

もっともひどい汚染にされされ、被害を受けあるいは受けることが予想される現場労働者のいのちと健康の問題を決してないがしろにせず十分な対策を講じることができかどうかは、それ自体としてのみならず、住民、消費者のいのちと健康の問題にとっても重要なポイントとなります。

そうした観点から、安全センターはこのダイオキシン問題に注目してきました。今回の損賠裁判にあたり、広く注目を訴え、支援を拡大するため支援ネットワークをつくるので参加してほしいとの呼びかけが、能勢町の地元で活動をされている方からあり、安全センターは呼びかけ団体として参加することにしました。具体的な労働者、市民の連帯が運動推進にとって非常に大切だと考えます。

すでに2回目の弁論が開かれ、7月31日は原告のひとりで労災請求中の竹岡さんの証人尋問が行われました。竹岡さんはガン

を患っており、健康状態の先行きが危ぶまれるため、異例のスピードで原告証人尋問が設定されたものです。

つい最近では、同施設の解体にあたった日立造船とその下請労働者に非常に高濃度のダイオキシン血中濃度が検出され大問題となっています。労働省に検討委員会が設置されすでに2回の会合が重ねられ、報道されているように高濃度汚染をまねいた現場状況も徐々に明らかになってきています。

支援ネットとしては、とにかくまず積極的に参加を募り、実際にたくさんの方々（個人でも団体でも）に入っていたかなくては、はじまりません。なにとぞご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。同封の振替用紙で会費を入金下さることで入会申し込みをいただけます。

なお、支援ネットでは参加募集と平行して、運動においてはまず8月26日に「焼却施設労働者のためのダイオキシン110番」（東京、大阪）を実施しました。大阪では全体で30件、焼却施設労働者から18件の電話がありました。職場でダイオキシン対策がとられていない実態や会社の圧力でなかなか声を出せない状況が寄せられています。

また、支援ネットの拡大世話人会を10月2日午後1時15分からの次回法廷後、午後1時30分ごろから大阪弁護士会館に

においてに行います。ここでは上に述べました「日立造船解体工事問題」について学習会をおこなうことにしています。どなたで

も参加できますので、裁判と合わせてふってご参加下さい。

■能勢ダイオキシン裁判支援ネットワーク■

■呼びかけ人（7月31日現在）

<団体>

ダイオキシンから環境問題にとりくむ豊能郡住民の会（公害調停をすすめる会／止めよう！ダイオキシン汚染・環境ネットワーク／止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワーク／能勢ダイオキシン労働災害闘争を支援する会／関西労働者安全センター／グリーンアクション大阪／ナチュラルスト大阪／日消連関西グループ

<個人>

秋元美智子（豊能町）／荒木保（能勢町）／植村振作（元大阪大助教授）／傘木宏雄（おおぞら財団主任研究員）／川畑行弘（北大阪医療生協光風台診療所）／松尾信子（豊能町）／八木修（能勢町議）ほか

■規約

能勢ダイオキシン裁判支援ネットワーク規約

第1条 目的

本会は、豊能郡美化センターにおいて、焼却労働者が我が国でも最高濃度のダイオキシンに汚染された事態に照らし、曝露労働者の労災および損害賠償の訴訟の支援を行うことを目的とする。そのことを通じて、ダイオキシンに汚染された労働者の救済と、我が国のダイオキシンによる災害発生の未然防止の為に政策転換を求めていくものとする。

第2条 活動

本会は、裁判傍聴と、財政的支援及び世論の形成のための活動（裁判内容の宣伝、広報活動、署名、学習会、ネットワークの拡大等）を行うものとする。

第3条 名称

本会は、「能勢ダイオキシン裁判支援ネットワーク」と称する。

第4条 会員

本会会員は、団体及び個人とし、自由に加盟、脱会することができる。

第5条 会費

本会の会費は、1年間101000円とする。ただし、団体会員は、年間50以上を目途とする。

第6条 機関

本会の運営機関として、世話人会を置く。世話人会は、本会の運営方針を立案のうえ、日常的な会の運営にあたる。世話人会を構成する世話人は、総会で選出したうえ、世話人会の決定により適時変更することができる。世話人会は、若干名の事務局（会計を含む）を選任する。

第7条 事務所本会の事務所を、大阪府豊能郡能勢町森上155-9に置く。

第8条 監査世話人会は、会計監査を1名選任する。

※事務局事務所は八木修能勢町議の事務所です。

前線かゝ

鉄労協安全部会が 総括会議

協力会社労働者の安全対策は？

大阪

鉄骨、橋梁関係労組の連絡組織、鉄労協は8月24日、大阪市内で安全部会の総括会議を開いた。月に一度実施している安全パトロールを振り返り、各職場の安全衛生対策の現状を報告しあい、同業種の共同の取り組みを進めようというもの。

各職場の安全衛生対策での共通する課題の一つとして、工場の構内でもに働く、協力会社、下請会社の安全対策が話題にあがり、

それぞれの現状が報告された。工場内での日常的な安全パトロールの実施にあたって、協力会社の安全担当者も交える事例や、安全衛生委員会にオブザーバー参加を求める例などが報告された。また、協力会社の作業状況に労働安全衛生法違反となるような事例が発見された際の対応についての事例も紹介された。

業種を問わず、下請労働者に労働災害が多発する現状に対する対策が、各事業

場で求められるところだが、製造業について労働安全衛生法上は、第29条の「元方事業者の講ずべき措置」で指導と指示が罰則なしで義務づけられているのみということになっている。法規制を待たずとも労働組合の職場での取り組みが必要とされるところである。

また、ヘルメット保護具のの種類選定と耐用年数に対する考え方など、各職場での取り組み状況について情報を交換し、互いの日常的安全対策の参考とした。

同業種の労働組合が、安全パトロールを中心として働く側からの交流を恒常的に進めるスタイルは、全国的にも例が少なく、注目されて良い取り組みといえよう。



差別なく共に生きるための異文化交流

マイ・マイ・フェスティバル 2000

世界の音楽・ダンス・料理・民芸品

10/8 (sun)

11:00-16:00

大阪府同和地区総合福祉センター

呼びかけ：RINK

主催：マイ・マイ・フェスティバル

実行委員会(Tel:06-6910-7103)

8月の新聞記事から

8/1 午後10時10分ごろ、愛知県武豊町の「日本油脂」の愛知事業所武豊工場の火薬置き場で爆発が起き、工場内の施設十数棟が全半壊、周辺の民家約150棟でドアが吹き飛ばすなどの被害。休日で従業員のけが人はないが、住民51人がけが。

労働省が雪印大阪工場の食中毒事件で、事故が起こった6月1日から30日までの労働者90人の労働実態を調査した結果、時間外労働について三六協定に反して1ヶ月30時間から40時間残業をした労働者が10人、1日に4時間以上から9時間残業をした労働者が数人いた。近く是正勧告を出す予定。

午後3時10分ごろ、大阪市淀川区の非鉄金属加工業「武内製作所」の1階から出火、携帯電話の部品となるマグネシウム研磨作業中で、放水すると爆発の恐れがあり、化学消防車が泡消火した。研磨機下の潤滑油に火の粉が飛び散り、燃え上がったらしい。けが人はなかった。

8/2 原子力資料情報室は、原発から出る高レベル放射性廃棄物は、中間貯蔵の施設で約100年間保管・冷却した後に地中に処分しなければ、安全性を確保できないケースが出るとの試算をした。核燃機構の評価では30年から50年とされており、これらの数値は過小評価であるという。

8/8 女性週刊誌の編集者が入社2年目の24歳で急性心不全で死亡したのは、年間3122時間もの過重労働や深夜勤務が原因として、両親が出版社「光文社」に約1億6880万円の損害賠償を求めて、東京地裁に提訴。同社は裁量労働制を導入しており、裁量労働制での過労死訴訟は初。

8/9 広告代理店のデザイナーが退職の1週間後に死亡した問題で、従業員に健康診断を受けさせず時間外労働をさせていたとして、労働安全衛生法違反と労働基準法違反に問われた広告代理店「ジアース」とその代表取締役に対して、大阪地裁は「経営者としての基本的義務を怠った」としてそれぞれに罰金40万円を言い渡した。

愛知県津島市のパチンコ店で、従業員食堂で取った昼食により従業員6人が吐き気や立ちくらみを訴え、病院に入院した。嘔吐物から殺虫剤の成分が検出された。

8/15 犯罪捜査のために捜査当局に、電話などの通信の傍受を認める通信傍受法が施行された。

8/16 午前0時50分ごろ、大阪市浪速区の24時間営業のビデオ書店に白いタオルで覆面をした男が押し入り、カッターナイフをアルバイト店員に突きつけて金を要求。店員は抵抗した際に左手にけが。男は男性客にも切りかかり手首などを負傷させて、何も取らずに車で逃走した。

8/17 午後4時40分ごろ、北海道後志管内泊村の北海道電力泊原子力発電所の廃棄物処理タンク内で、清掃作業員が体調不良を訴えたので、外に出そうとした別の作業員が縄梯子からタンクの底へ転落、死亡した。

8/22 豊能都美化センターの解体作業員35人が高濃度のダイオキシンの汚染された問題で、ガスバーナーなど

での溶断作業で気化したダイオキシンの、口や皮膚から体内に入った可能性が高いことが労働省の調査でわかった。汚染物を除去しないまま溶断作業を行い、作業員の多くはダイオキシン汚染を防げない防塵マスクなどを使用していた。

8/23 午前4時40分ごろ、京都市山科区の名神高速道路下り線で九州物流の大型トラックが、渋滞で止まっていた大型トラックに追突、計5台の玉突き事故となり、九州物流のトラック運転手が全身を強く打って死亡、普通トラックの運転手1人が首に軽傷。

岐阜県荘川村の林道災害復旧工事で、1996年6月白川宇部生コンの生コン車が谷底に転落し運転手が死亡した事故で、運転手の兄が「現場責任者らの不起訴取り消し」を求めて高山検察審査会に申し立てをした。この事故で、同社とその工場長が労働安全衛生法違反で有罪になっているが、現場責任者や輸送管理者ら3人は、過失致死罪で送検されたが不起訴となっていた。運行の障害となる枝払いや道の拡幅、路肩の補強など安全対策を現場責任者らは取っていなかった。

8/24 午後2時28分ごろ、北海道電力泊原発で固体廃棄物貯蔵庫でクレーンの安全点検をしていた下請け会社の社員が、クレーンと壁にはさまれ、右足を骨折した。

8/25 午前6時35分ごろ、奈良県広陵町の県道交差点で大阪市住之江区の運送会社「二島運輸」の大型トレーラーが左折した際に、積荷の鉄板ロール4本(直径1.35メートル、長さ1.1メートル、重さ11トン)が落下し、そのうちの1本が信号待ち中の乗用車を直撃した。乗用車の運転手は即死。鉄板ロールは角材をはさんで固定していたが、ワイヤなどはしていなかった。

午後3時55分ごろ、京都市下京区のJR京都駅構内の連絡通路で、天井の鉄製化粧板、重さ約3キロが落下し、通行中の会社員が頭と左手に軽傷を負った。

8/26 午前9時40分ごろ、東京都足立区の日清紡東京工場跡地で解体作業をしていた大型クレーン車が横転、アームが作業員に当たり頭を強く打って死亡した。

8/29 尼崎公害訴訟控訴審で大阪高裁は、患者側が完全勝訴した神戸地裁の判決を踏まえて和解勧告をし、早期解決を促した。

午前1時ごろ、東京都足立区の都道で2車線をふさいで低速走行していたバイク集団に、ダンプがクラクションを鳴らしたところトラブルとなり、バイクの男たちがダンプ運転手を鉄パイプで殴り、脳挫傷などの重傷を負わせた。

8/30 正午ごろ、東京都府中市の東芝府中工場内のエレベーター試験棟で、試験用エレベーターを点検中のゴンドラが地上24階から地下3階まで約80メートル落下し、乗っていた作業員が死亡した。

8/31 午前3時43分ごろ、大阪市阿倍野区の大田市営地下鉄御堂筋線西田辺駅の北約170メートルの下り線で、業者の置き忘れた車止めで工事車両の先頭2両のトロッキが脱線。送電設備が折れ、午前8時53分に復旧するまで約4時間運行がストップした。工事車両に乗っていた作業員14人にけがはなかった。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブラック	ウエスト 骨盤回り	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	- (ワット)		64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259